資料3

案

宮行評委第　　号
令和８年１２月　　日

宮城県知事　村井　嘉浩　殿

宮城県行政評価委員会
委員長　　青木　孝文

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長　　小野田　泰明

「多賀城政庁復元整備事業」に係る大規模事業評価について（答申）

令和８年８月２６日付け総政第４６号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第６条第１項第２号及び同条第７項の規定により、大規模事業評価部会で審議した結果を別紙１のとおり答申します。

（別紙１）

多賀城政庁復元整備事業については、行政活動の評価に関する条例第５条第１項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第１７条第１項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第１０条第１項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

１　適切なコストマネジメントと歴史的正当性（オーセンティシティ）の確保を両立させること。

２　復元に当たっては、施工プロセスの記録・保存（アーカイブ化）等、伝統技術の継承・人材育成にも寄与する取組を検討すること。

３　事業推進に当たっては、周辺住民の生活環境や安全に配慮しつつ、適宜、市民・県民のニーズの把握に努めること。また、来訪者数等の具体的な指標等を設定すること。

４　長期にわたる整備期間を見据え、ストーリー性のある情報発信を継続するなど、次世代まで熱い思いと参画意欲の維持・向上に努めること。